

外貨普通預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)(銀行代理店用)

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 外貨普通預金(以下、「本預金」といいます。)とは、外貨預金(本邦通貨以外の外国通貨建ての預金)のうち、預入期間の定めのない預金です。
- 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金設定時の払い込み円貨額、もしくは払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 円貨を外貨にする際(お預入れ時)および外貨を円貨にする際(お引出し時)は手数料がかかります(お預入れおよびお引出しの際は、為替手数料を勘案した当行所定の TTS レート、TTB レートをそれぞれ適用します)。
※TTS:お預入れの際に円貨から外貨に交換するときに適用する為替レート
TTB:お引出しの際に外貨から円貨に交換するときに適用する為替レート
- したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料がかかるため、お受取りの外貨の円貨換算額が当初外貨預金設定時の払込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

<1通貨単位あたりの為替手数料>

通貨	片道手数料	往復手数料
米ドル	最大 1 円	最大 2 円

- 本預金をご利用いただく際には、原則として、野村證券株式会社との外貨送受金によってのみお預入れおよび払戻しをしていただきます。

- 当社が契約している指定紛争解決機関は、「一般社団法人全国銀行協会」です。お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

連絡先	全国銀行協会相談室
電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772

注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

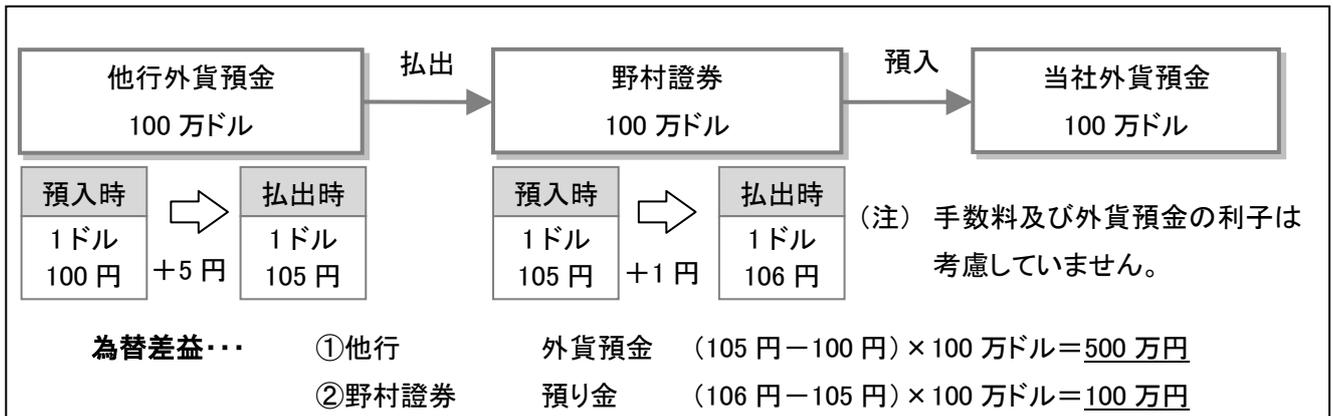
商品名	外貨普通預金
取扱業者	野村信託銀行株式会社 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル19階 電話番号 03-5202-1600
	野村信託銀行株式会社銀行代理店 野村証券株式会社 〒103-8011 東京都中央区日本橋1-9-1 電話番号 03-3211-1811(大代表)

- 本資料は、ご参考のために野村信託銀行株式会社が独自に作成したものです。本資料に関する事項についてお客様が意思決定を行う場合には、事前にお客様の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。
- また、本資料のいかなる部分も一切の権利は野村信託銀行株式会社に属しており、電子的、または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

個人のお客さまの外貨預金に関する税金について

(1) お預入れ時の為替差益への課税

- 他行の外貨預金から野村証券を経由して当社外貨預金にお預入れの場合、①他行の外貨預金に係る為替差損益(お預入れ時の円換算額と払出し時の円換算額の差額)及び②野村証券での預り金に係る為替差損益(預り金入金時の円換算額と預り金払出し時の円換算額の差額^{※1})についてはそれぞれ雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります^{※2}。



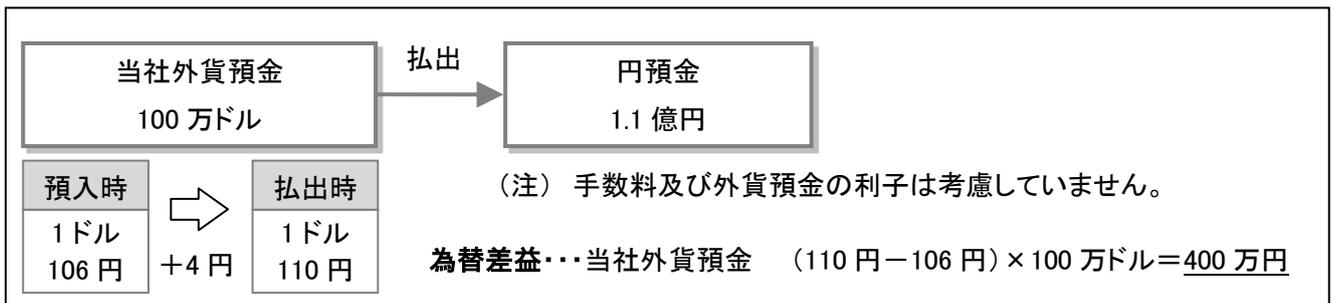
- 他行の外貨預金から当社外貨預金に同一通貨で直接預入れる場合、原則として為替差損益を認識しません。

(2) 利息への課税

- 外貨預金の利息部分については、円預金と同様、源泉分離課税(所得税 15.315%、住民税 5%)が適用されます。

(3) 払戻し時の為替差益への課税

- 満期日以降、外貨預金を円転した場合や他の金融商品を購入した場合(野村証券への振込を含みます。)、為替差損益については、お預入れ時と同様に雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります^{※2}。



※1 外貨建 MMF の購入、売却がされた場合、為替差損益は売買損益に含まれ、譲渡所得として取り扱われます。

※2 年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です(なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります。)。また、為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます(但し、他の所得区分との損益通算はできません。)

次頁以降の商品概要説明書「13.税金について」も合わせてご覧下さい。また、詳細につきましては、お客さまご自身で公認会計士・税理士等または所轄の税務署等にご相談ください。

商品概要説明書

この商品をご利用になる際には、この書面をよくお読みになった上で、事前に十分にご検討下さい。

(2019年4月1日現在)

1. 商品名	外貨普通預金
2. 商品の概要	外貨預金(本邦通貨以外の外国通貨建ての預金)のうち、期間の定めのない預金です。
3. 預金保険	外貨普通預金は、預金保険の対象外です。
4. 販売対象	法人および個人のお客さま
5. 期間	期間の定めはありません。
6. 預入	
(1)預入方法	随時お預入れいただけます。
(2)最低預入額	1 通貨単位
(3)預入単位	1 補助通貨単位までお預入れが可能です。
(4)預入通貨	米ドル(USD)のみのお預入れとなります。
7. 払戻	
(1)払戻し方法	随時払出しが可能です。 払戻し方法については(17.その他参考となる事項)をご参照下さい。
(2)最低払戻額	1 通貨単位
(3)払戻単位	1 補助通貨単位まで払戻しが可能です。
8. 利息	
(1)適用利率	変動金利。マーケット環境等により見直しすることがあります。具体的な適用利率については、営業担当者にお問い合わせください。
(2)利払方法	毎年2月と8月の当社所定の日にこの預金に組入れます。
(3)計算方法	毎日の預金残高について、付利単位を1補助通貨単位とした1年を360日とする日割計算となります。
9. 手数料及び適用外国為替相場	お預入れ・お引出しは、原則として、野村証券株式会社との外貨送受金のみのお取扱いとなりますので、手数料等は発生しません。 これ以外の方法によるお預入れ・お引出しの場合には、その方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。詳しくは、後記「外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。なお、実際に適用される手数料や適用外国為替相場については、営業担当者にお問い合わせください。
10. 付加できる特約事項	ございません。

11. 損失のおそれ	<p>・外貨普通預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金設定時の払込み円貨額、もしくは払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。</p> <p>・円貨を外貨にする際(お預入れ時)および外貨を円貨にする際(お引出し時)は手数料がかかります(お預入れおよびお引出しの際は、為替手数料を勘案した当行所定の TTS レート、TTB レートをそれぞれ適用します)。</p> <p>※TTS:お預入れ時の円貨から外貨への交換に適用する為替レート TTB:お引出し時の外貨から円貨への交換に適用する為替レート</p> <p>・したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料がかかるため、お受取りの外貨の円貨換算額が当初外貨預金設定時の払込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。</p>
12. 本預金と組合わせて行うデリバティブ取引等の有無	<p>ございません。</p>
13. 税金について	<p>税務上の取扱いについては、下記にご留意ください。</p> <p>①利息は、利子所得として課税されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のお客さまの場合:総合課税 ・ 個人のお客さまの場合:源泉分離課税(所得税 15.315%、住民税 5%)* <p>なお、所得税には復興特別所得税が含まれております。</p> <p>【復興特別所得税について】</p> <p>「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税額に対して復興特別所得税(付加税率 2.1%)が付加されることとなります(ただし、利子や配当等の所得に係る源泉税のうち住民税分は対象外となります。)</p> <p>②お利息はマル優の対象外です。</p> <p>③為替差益への課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のお客さまの場合:総合課税 ・個人のお客さまの場合:為替差益等は雑所得となり確定申告による総合課税の対象となります。但し、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職取得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です(なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります。)。また、為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます(但し、他の所得区分との損益通算はできません。) <p>④くわしくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。すよう、お願い申し上げます。</p>
14. お問合せ先	<p>本預金のお取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社もしくは野村証券株式会社のお取引店までお申し出ください。</p>

(1)取扱業者	野村信託銀行株式会社
(2)住所	東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル19F
(3)電話番号	03-5202-1600
15. 当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
16. 当社が契約している指定紛争解決機関	お取引についてのトラブル等は、以下のADR _(注) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。 (注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。 当社が契約している指定紛争解決機関は、「一般社団法人全国銀行協会」です。
(1)連絡先	全国銀行協会相談室
(2)電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772
17. その他参考となる事項	<p>外貨普通預金については、現金でのお取扱いをしておりません。</p> <p>外貨普通預金をご利用いただく際には、原則として、野村証券株式会社との外貨送受金によってのみ、お預入れおよび払戻しをしていただきます。</p> <p>為替相場の急激な変動によりお取扱いを中断する場合があります。</p> <p>本預金の取引に係るお申込みに際しましては、お取引の内容を十分にご検討のうえ、お客さまご自身の責任と判断に基づいて当社もしくは野村証券株式会社のお取引部店にお申込みください。本預金のお申込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはございません。</p> <p>本書面の各条項は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更することがあります。</p>

「外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場」

		お預入れ方法	手数料・金利等		
お預入れ		円の現金でのお預入れ	<p>お預入れ・お引出しは、原則として、野村証券株式会社との外貨送受金のみのお取扱いとなります。</p> <p>円貨を外貨にする際(お預入れ時)には、手数料を含んだ為替相場である当社所定の TTS レートを適用。</p> <p>TTS レートには下記為替手数料が含まれています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 米ドル当たり</td> <td style="text-align: center;">1 円</td> </tr> </table>	1 米ドル当たり	1 円
	1 米ドル当たり	1 円			
		円預金からのお振替え			
		外貨現金でのお預入れ	お取扱いはございません。		
		外貨 T/C でのお預入れ			
		ご本人の外貨預金からのお振替え	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。		
		到着した外貨送金でのお預入れ	被仕向送金手数料はかかりません。		
	その他	特にございません。			
		お引出し方法	手数料・金利等		
お引出し		円の現金でのお引出し	<p>お預入れ・お引出しは、原則として、野村証券株式会社との外貨送受金のみのお取扱いとなります。</p> <p>外貨を円貨にする際(お引出し時)には、手数料を含んだ為替相場である当社所定の TTB レートを適用。</p> <p>TTB レートには下記為替手数料が含まれています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 米ドル当たり</td> <td style="text-align: center;">1 円</td> </tr> </table>	1 米ドル当たり	1 円
	1 米ドル当たり	1 円			
		円預金へのお振替え			
		外貨現金でのお引出し	お取扱いはございません。		
		外貨 T/C でのお引出し			
		ご本人の外貨預金へのお振替え	ご本人間のお振替えは、手数料がかかりません。		
		外貨でのご送金にご使用 ①海外の銀行向けのご送金 ②国内の銀行向けのご送金	送金手数料(2,500 円)がかかります。		
	その他	特にございません。			

※上記手数料には消費税等はかかりません。

※T/C とはトラベラーズチェックのことをさします。

※異種通貨間のお取引にかかる手数料は上記のものとは異なります。